

第3次北島町教育大綱



令和8年3月

北島町

はじめに

本町では、平成28年4月に「北島町教育大綱」を策定し、『豊かな人間性を育み、健やかで笑顔あふれる教育の推進』を基本理念として教育施策を推進してまいりました。また、令和3年3月には第2次北島町教育大綱を策定し、第1次大綱の理念を踏襲しながら、本町の教育の充実・発展と人材育成に取り組んできたところであります。

近年、少子高齢化や人口減少の進行、情報通信技術の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化など、社会環境は大きく変化しております。このような時代において、子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身につけ、創造力をもって未来を切り拓く力を育むことが一層重要となっています。また、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの成長を地域全体で支えるとともに、町民一人ひとりが生涯にわたり学び、地域社会の中で活躍できる環境づくりが求められています。

このたび、本町の教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、今後の教育施策の基本的な方向性を示すものとして、「第3次北島町教育大綱」を策定いたしました。本大綱では、基本理念の副題として掲げております「人とのつながりを大切にし、心豊かに誰もが輝く教育」を目指してまいります。

教育は、未来の北島町を担う人づくりであり、地域社会の持続的な発展を支える基盤でもあります。今後も、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たしながら連携し、未来を担う子どもたちの健やかな成長と、心豊かな地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

北島町長

古川保博

1. 趣旨

この教育大綱は、北島町総合教育会議(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置)において、町長が教育委員会と協議、調整をして策定したものです。

この大綱では、北島町の取り組む教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について定めるものであり、教育行政の最重要理念です。

2. 大綱の考え方

本町の教育大綱は、令和7年3月に策定した「北島町総合戦略(第3期)」の第3章分野別の施策において、各種施策の計画と目標値を設定し、取り組んでまいります。

教育大綱の構成

基本理念



基本目標



基本施策 1

基本施策 2

基本施策 3

基本施策 4

基本施策 5

3. 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

4. 基本理念

『豊かな人間性を育み、健やかで笑顔あふれる教育の推進』

～人とのつながりを大切にし、心豊かに誰もが輝く教育を目指して～

北島町教育大綱

豊かな人間性を育み、健やかで笑顔あふれる教育の推進
～人とのつながりを大切に、心豊かに誰もが輝く教育を目指して～

【基本目標】

- 1 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持ち、創造力にあふれた未来を切り拓く人づくりの推進
- 2 学校・家庭・地域の教育力を活かした子育ての推進
- 3 安心・安全な教育環境整備の推進
- 4 地域を愛し、健やかで、生涯にわたり学び、社会に貢献する人材育成の推進
- 5 互いを尊重し、一人ひとりが大切にされる教育の推進

【基本施策】

- 1 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持ち、創造力にあふれた未来を切り拓く人づくりの推進
 - (1) 幼・小・中連携による学習の系統・連続性を図り、児童生徒の確かな学力を育成
 - (2) 情報リテラシーの育成・向上のための教育の推進
 - (3) 一人ひとりを大切に、他人を尊重できる優しさを育む教育
 - (4) 家庭との連携により基本的な生活習慣を確立し、日々の運動の習慣化による健全な体力づくり
 - (5) 「生きる力」を育むためのキャリア発達を促す教育の充実
- 2 学校・家庭・地域の教育力を活かした子育ての推進
 - (1) 保育所・幼稚園・学校・関係機関等との連携による教育・子育て支援の充実
 - (2) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の充実を図り、地域と学校の共同による学校づくり
 - (3) 育児不安や子育ての孤立化など、家庭を巡る問題に対する総合的な相談体制の整備充実
 - (4) 地域と連携した持続可能な部活動・スポーツ・文化活動の推進
- 3 安心・安全な教育環境整備の推進
 - (1) 教育施設の整備及び防犯体制・危機管理体制の確立
 - (2) 多様性を受け入れ安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現
 - (3) 学校給食事故防止体制の整備
 - (4) 自助共助を育む防災教育の推進
- 4 地域を愛し、健やかで、生涯にわたり学び、社会に貢献する人材育成の推進
 - (1) 多様な学習活動の提供と、学習成果を地域社会で活用するための支援
 - (2) 芸術・文化活動の保護及び振興と、国際感覚に優れた人材の育成
 - (3) 生涯スポーツの普及促進と幅広い町民スポーツの振興
 - (4) ボランティア活動など社会に貢献し、地域連帯感やふるさとを愛する心の育成
- 5 互いを尊重し、一人ひとりが大切にされる教育の推進
 - (1) 思いやりの心を育む情操教育や規範意識を高める道徳教育の推進
 - (2) 人権問題への正しい理解と認識、人権啓発活動の推進
 - (3) 自分や他者の人権を尊重する実践力・行動力の育成